

練馬区告示第 399 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により特別区道路線の供用をつぎのように開始する。

なお、その関係図面は、令和8年8月5日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月5日

練馬区長 吉 田 健 一

路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
① 11-173	練馬区	高 松 一 丁目 3960 番 1 地先	変更前	4.00 から 5.02	127.36	———
	練馬区	高 松 一 丁目 3967 番 1 地先 まで	変更後	6.00	127.36	193.13
② 11-175	練馬区	高 松 一 丁目 3967 番 1 地先	変更前	2.65 から 4.37	41.62	———
	練馬区	高 松 一 丁目 3967 番 1 地先 まで	変更後	4.36 から 6.00	41.62	73.53

特別区道路線供用開始図

高 松 一 丁 目 地 内

縮 尺 600分の1

-  特別区道
-  供用開始部分

